

徳島県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
中吉野眼科	徳島市中吉野町三丁目五二二	三河 貴史	令和元年十二月三十一日
三愛内科	板野郡板野町吹田字町南二七二	柴田 義純	同
吉田歯科医院	阿南市津乃峰町東分六八	吉田 真由美	同
白神歯科	徳島市八百屋町三丁目七	白神 直之	同 二十八日
坂東歯科医院	同 南二軒屋町石井利一三五七二	坂東 純一	同 三十一日
カドヤ薬局	美馬市脇町大字猪尻字東分一一八一	青山 倫子	令和二年一月一日